平成２１年（フ）第２９０９号
大阪市淀川区宮原１丁目７番14―1707号
破産者　加藤　文男
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１４１号
大阪府箕面市船場東３丁目10番28―406号
破産者　入江　出志
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２１８号
大阪市城東区諏訪３丁目12番15―508号
破産者　徳永　貴央
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２２９号
大阪府四條畷市岡山４丁目12番13号サンハイツⅠ104
破産者　石田製作所こと　石田　　茂
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２５５号
京都府舞鶴市行永2642―１、住民票上の住所大阪市東淀川区小松３丁目３番24―306号
破産者　竹林　直人
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２８６号
大阪市西成区花園北２丁目６番17号コーポサンライズ505号
破産者　佐久間道夫
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５７９号
大阪市港区池島３－６－10丸松マンション302号、住民票上の住所大阪市西区川口１丁目２番16―203号
破産者　弓木　　隆
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５８０号
大阪市西区北堀江１―22―２アージェンタワー北堀江304号　後藤田方、住民票上の住所大阪市西区川口１丁目２番16―203号
破産者　弓木　文子
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０８号
大阪府和泉市緑ヶ丘１丁目５番16号、開始決定時の住所大阪府和泉市はつが野２丁目10番２―301号
破産者　佐藤　公彦
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
大阪府羽曳野市碓井４丁目12番２号
破産者　山本　勝男
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
大阪府羽曳野市碓井４丁目12番２号
破産者　山本　悦子
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３１７号
横浜市港北区日吉本町４丁目10番10―105号
破産者　佐々木正汎
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４６５号
堺市北区奥本町１丁177番地、前住所堺市北区常磐町３丁11番地１　シャルマンフジ堺北205号
破産者　小柏　圭司
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５０１号
堺市堺区香ヶ丘町４丁６番９号、前住所大阪市住吉区苅田９丁目15番５―402号
破産者　居酒屋和笑壱こと　鏡免　恭子
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８７７号
大阪府藤井寺市林５丁目７番11号
破産者　森　　信二
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第７５０号
盛岡市玉山区玉山字中里62番地
破産者　林野まき子
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３３号
福岡県田川郡糸田町2801―７
破産者　井手　哲也
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成１９年（フ）第２１９号
大分市南春日町６番45―707号　アドバンス21ブレスティア南春日、住民票上の住所大分県豊後大野市大野町中原2134番地
破産者　後藤　敬彦
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２４９号
大分市西大道４丁目３番71号　３Ｆ
破産者　片山　博文
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係